

財務省告示第二百二十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平

成十七年五月十三日に発行した割引短期国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 割引短期国庫債券（第三百七十

六回）

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治

三十九年法律第六号）第五条第

三 法律及びそ 一項

社債等の振替に関する法律（平

三 振替法の適 成十三年法律第七十五号。以下

用を替法」という。の規定の適

用を受けけるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に「行われる入札

であつて、財務大臣が各債市札

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第 非

価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の

イ 価格競争 各申込みのうち応募価格の高い

も申込みのその応募額を順次割り

口 国債市場 各当てる。の応募額を順次割り

特別参加 募限度額の範囲内において各申

者・第 申込みの応募額を割り当てる。

加入 申込みの応募額を割り当てる。

十七	十六	十五	十四				十三	十二	
払込期日	者入札参加	場所参加	元金支払額	償還金額			償還期限	募入平均	行争入札発
平成十七年五月十三日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額	償還金を支払う。	償還金を支払う。	償還期が銀行休業日に	平成十七年十一月十日	額面金額百円につき九十九円九